



地域共生型再生可能エネルギーの促進に向けて

2023年3月1日

近畿地方環境事務所

再エネ促進区域推進専門官 藤井紗菜



地域脱炭素とは？

これまでの温暖化対策からの追加的意義

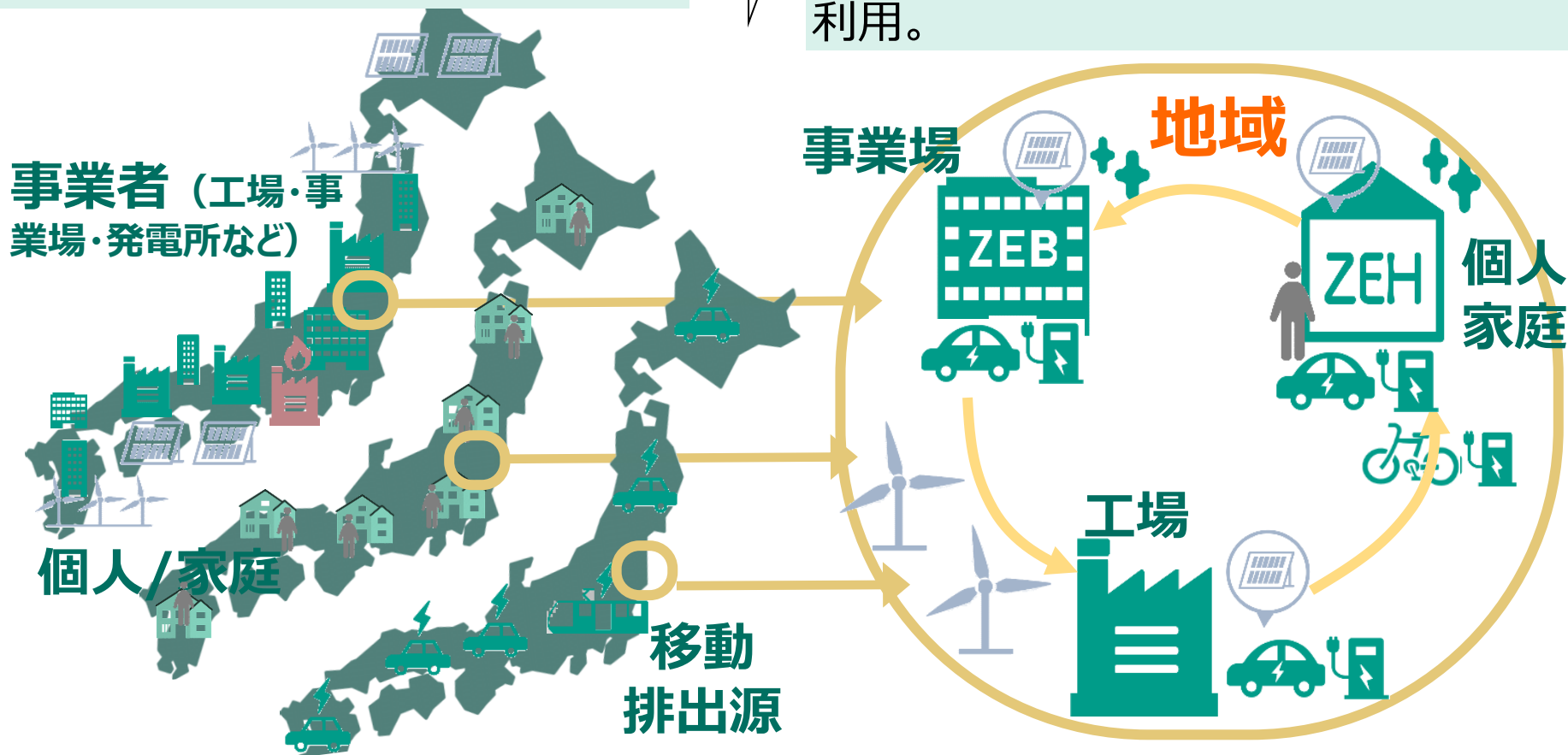
今までの温暖化対策

事業者（工場・事業場・発電所等）、個人・家庭（住生活）、移動など排出者・排出源・場面単位での対策。

加えて

地域脱炭素

地域企業や地方公共団体が中心になって、地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再エネポテンシャルを有効利用。



- 地方自治体における**地域の脱炭素化**のためには、**地域資源である再エネの活用が必要**。その際、**地域経済の活性化**や**災害に強い地域づくり**など、**地域に裨益する再エネ事業とすることが重要**。一方、環境影響等の再エネ事業に伴う**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**や**環境配慮**が課題。
- これを踏まえ、温対法に基づく**地方公共団体実行計画制度を拡充**し、**地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した「**地域脱炭素化促進事業**」を推進する仕組みを創設。**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**環境共生型の地域の脱炭素化を促進**する。
- 併せて、実行計画で定める再エネの利用促進等の施策について、適切な実施目標の設定を促進する。

再エネ導入に伴う地域トラブルの発生

太陽光発電への反対運動

- 景観悪化や騒音等の環境トラブルや地滑り等の災害が発生、又はその懸念
- 再エネが土地に依存する事業であるにもかかわらず地域に利益が生じていない



出所：名古屋大学大学院 環境学研究所 丸山康司教授（2019年）
講演資料より環境省作成

迷惑施設と捉えられる再エネ（例）

- 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



新幹線近くの斜面上部に設置された太陽光発電施設が



法面保護工が崩れて流出した事例

崩落した事例

出所：環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」より

温対法改正等に伴い新たに実行計画（事務事業編/区域施策編）に求められること



- 地球温暖化対策推進法の改正や地球温暖化対策計画の改定により、**地方公共団体は新たに地方公共団体実行計画の改定等の対応が求められている。**

事務事業編における対応

- 地球温暖化対策計画の改正により、**地方公共団体が自らの事務事業において、政府実行計画に準じて取り組むこと**とされた。

2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し

積極的な再エネ電力調達

新築建築物のZEB化

太陽光発電の最大限導入

電動車・LED照明の導入徹底

廃棄物の3R+Renewable



- 実行計画マニュアルにおいても、政府実行計画を踏まえた野心的な目標設定を推奨している。

区域施策編における対応

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定については、**都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市が義務付けられ**おり、温対法の改正により**その他の市町村は努力義務**とされた。
- 区域施策編において、再エネ目標の設定をはじめとする**施策の実施に関する目標**を定めることが規定された。

【温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項】

- ✓ 再生可能エネルギー導入の促進
- ✓ 都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
- ✓ 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
- ✓ 循環型社会の形成

- 実行計画マニュアルにおいて、温対計画に即して、**長期目標としてカーボンニュートラルの達成**、**中期目標も野心的な目標（46%削減等）**の設定を推奨している。

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが昨年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



市町村が、
住民や事業者等が参加する**協議会**を活用し、

- 再エネ事業に関する**促進区域**や、
- 再エネ事業に求める
 - ・地域の**環境保全**のための取組
 - ・地域の**経済・社会の発展**に資する取組

を自らの計画に位置づける。

※ 促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

事業者は、

- **協議会**における**合意形成**を図りつつ、
- **市町村の計画に適合**するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。

市町村は、事業計画の申請を受け、

- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 市町村の計画に適合する、**環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画**を認定。

※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続き等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続き等が不要に（ワンストップ化の特例）。

※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続きが不要に。



地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、
地域自らが議論。

事業の予見可能性が向上。
協議会の活用等により、合意形成がスムーズに。



地域に役立つ再エネ事業を誘致

「地域脱炭素化促進事業」とは

- 地域脱炭素化促進事業は、**下記A～Dの4つの要素（取組）**から構成される。
- 事業者が作成した再エネ導入事業の計画が、**市町村策定の実行計画に適合しているなどの要件**に該当する場合、地域脱炭素化促進事業として市町村から認定される。

地域脱炭素化促進事業の構成

A

地域脱炭素化促進施設の整備

地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する
地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

- 太陽光
- 風力
- 中小水力
- 地熱
- バイオマス

再エネ熱供給設備

- 地熱
- 太陽熱
- 大気中の熱その他の自然界に存する熱
- バイオマス

※再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は除く。

※再エネ発電設備、再エネ熱供給設備に付帯する設備又は施設を含む。

B

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設整備と一体的に実施）

自治体出資の地域新電力会社を通じた再エネの地域供給

EV充電施設の整備

環境教育プログラムの提供

※上記はイメージの一例

C

地域の環境の保全のための取組

【取組例】

- 希少な動植物の生息・生育環境保全のための取組
- 景観への影響をなくす・最小限に留めるための取組
- 騒音による住居等への影響に配慮した取組

D

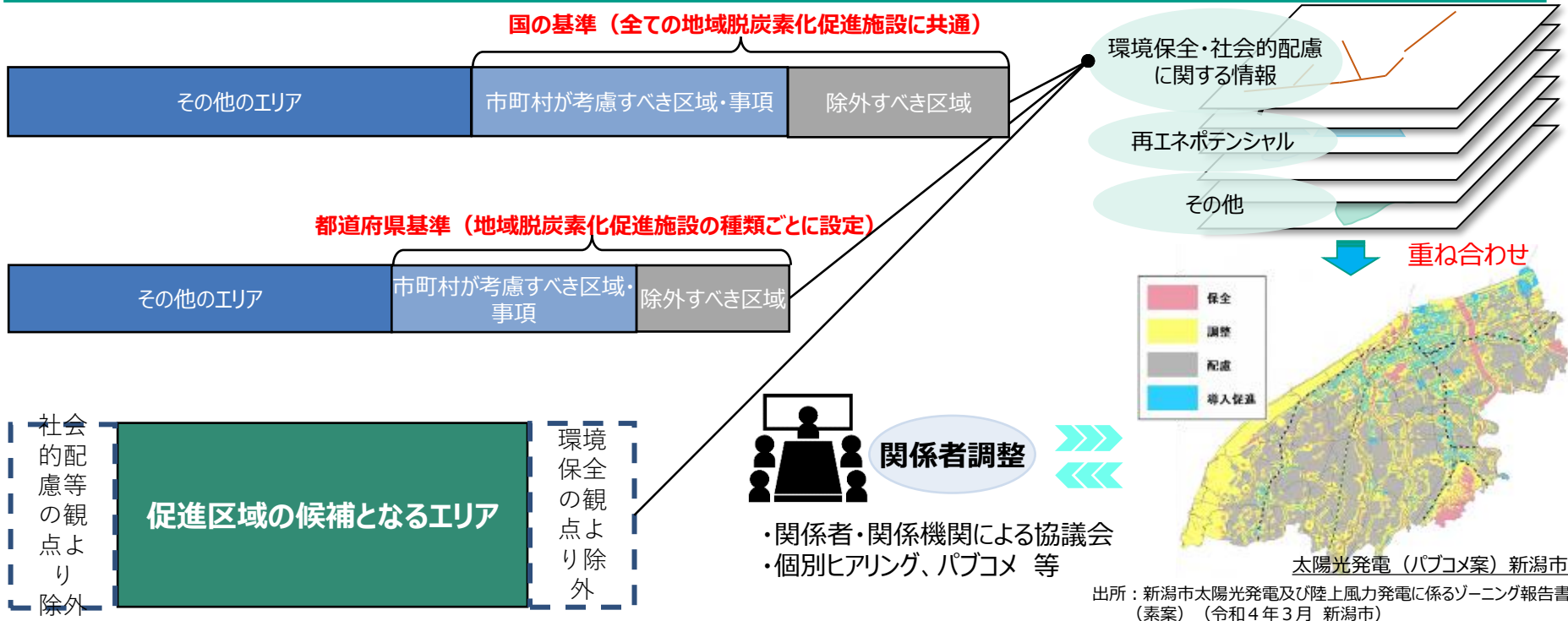
地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

【取組例】

- 地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
- 収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組

「促進区域」の設定

- 国・都道府県基準、市町村として環境保全・社会的配慮が必要なエリア等を踏まえ、関係機関等との調整のうえ、**自然保護区その他の考慮すべき区域を除外したエリアから促進区域を設定**し、市町村の実行計画に位置づけ。
- 設定に当たっては、土地利用やインフラのあり方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、**まちづくりの一環として取り組むことが重要**であることなどから、広域で検討する**「広域的ゾーニング型」が理想的な考え方**。
- 短・中期的な再エネ導入の観点からは、「**地区・街区指定型**」、「**公有地・公共施設活用型**」、「**事業提案型**」といった促進区域の抽出方法の考え方もあり、状況に応じて検討。



地域脱炭素化促進事業制度の活用による利点・効果

特に事業者の利点

ワンストップ特例の活用

- 複数機関への個別調整が市町村による一括手続きに代替され、**簡略化**。

農地法、温泉法、自然公園法、森林法、河川法、廃掃法



環境アセス手続一部省略

- 計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる**迅速化・省力化**。



事業の予見可能性の向上

- 事業候補地における配慮・調整が必要な事項の**見える化**。



農山漁村再エネ法の特例

地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、農山漁村再エネ法に基づく**各種特例の適用が可能**。

酪農振興法
集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法
海岸保全区域における施設の新設等

漁港漁場法
漁港区域内での工作物の建設等 **など**

特に地方公共団体への効果

地元関係者との合意形成

- 協議会において地元関係者との合意の一括形成が可能。**トラブルの未然防止**に。



地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導を促進し、**環境破壊を回避**。
- 環境配慮要件を事業者に求めることができ、**環境共生型事業を実現**。



地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して地元雇用や災害時対応等、**地域貢献策を求めることが可能**。



環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体として**アピールすることが可能**。



ヒント

再エネ導入による地域貢献事例

熊本県合志市では、再エネ導入（太陽光）により得られた**売電収入の一部を農業振興に還元**しており、用水路の改修や調整池の維持管理、農業の6次産業化支援に充てている。



促進区域内での再エネ導入事業に対する優遇措置①

地方公共団体向け



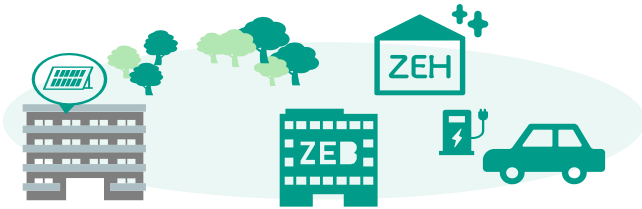
促進区域を設定すると、区域内の事業が各種優遇措置を受けられるようになります。



☀️ 脱炭素先行地域

脱炭素先行地域選定の際の評価事項のひとつに、促進区域の設定に関する項目を設定

→選定されると、再エネ交付金（脱炭素先行地域づくり事業）の対象に



☀️ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

令和4年度補正 + 5年度当初 予算 $50\text{億} + 350\text{億} = 400\text{億円}$

重点対策加速化事業

促進区域内での再エネ導入事業に対し
交付上限額の引き上げ(**15億円**→**20億円**)

※市町村の場合

☀️ 地方創生推進交付金 【内閣府】

申請事業数の上限目安を超える申請が可能に ※地域再生計画に記載されているものに限る。

促進区域内での再エネ導入事業に対する優遇措置②

事業者向け



促進区域を設定すると、区域内の事業が各種優遇措置を受けられるようになります。

☀️ 環境省補助事業での優先採択・加点対象

促進区域内で実施される事業が、**優先採択や加点措置の対象**に

※ PPA活用等による地域の再エネ化・レジリエンス強化加速化事業の補助事業の一部 など



駐車場太陽光 (ソーラーカーポート)



営農型太陽光 (ソーラーシェアリング)



ため池太陽光

☀️ FIT制度での優遇措置等 【経済産業省】

- ① **入札保証金等の免除**
- ② 認定要件の一つである**地域活用要件の確認手段**として活用 (太陽光発電以外)

☀️ ふるさと融資 【総務省】

地域脱炭素化促進事業への**融資上限額の引き上げ等**

☀️ 地域未来投資促進法 【経済産業省】

地域経済牽引事業計画の申請において、重複部分の記載を省略可能



地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

- 環境省では、地方公共団体が「**地方公共団体実行計画**」の策定・実施等に際して有益な情報を提供する「**地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト**」を開設。

特徴1 各種マニュアルの掲載

事務事業編・区域施策編・促進事業編ごとのマニュアルや、それらを簡略化した資料等を掲載。実行計画を策定・改定する際の利用を想定。

特徴2 各種ツール類の掲載

自治体の取組事例や自治体排出量カルテなどの、実行計画を策定する際に参考となるツールを掲載。

特徴3 役立つリンクの掲載

実行計画の策定・改定に有益な情報を提供するREPOSやEADASなどへのリンクを掲載。



出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト
(http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html)

実行計画策定/促進区域設定等に資する技術的支援制度②

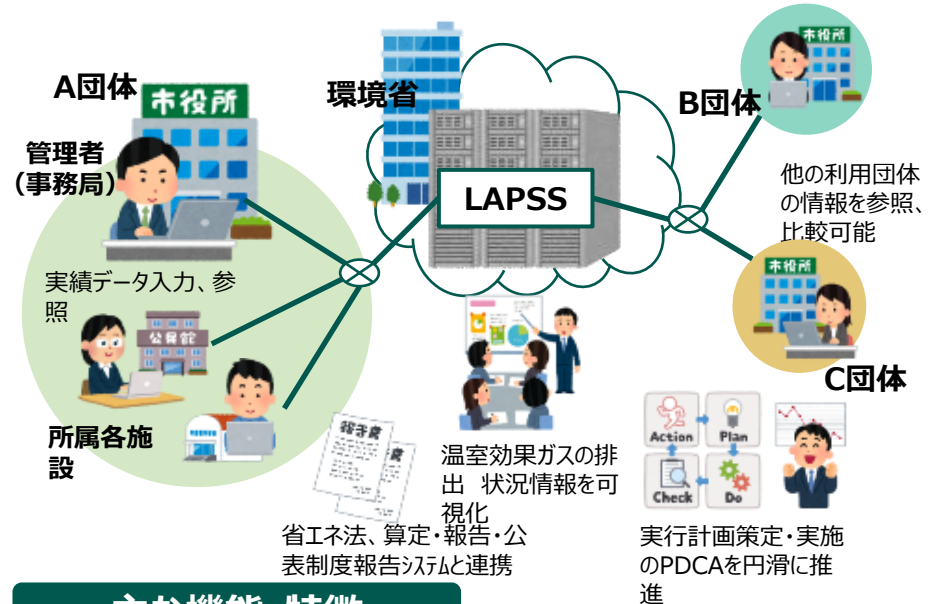
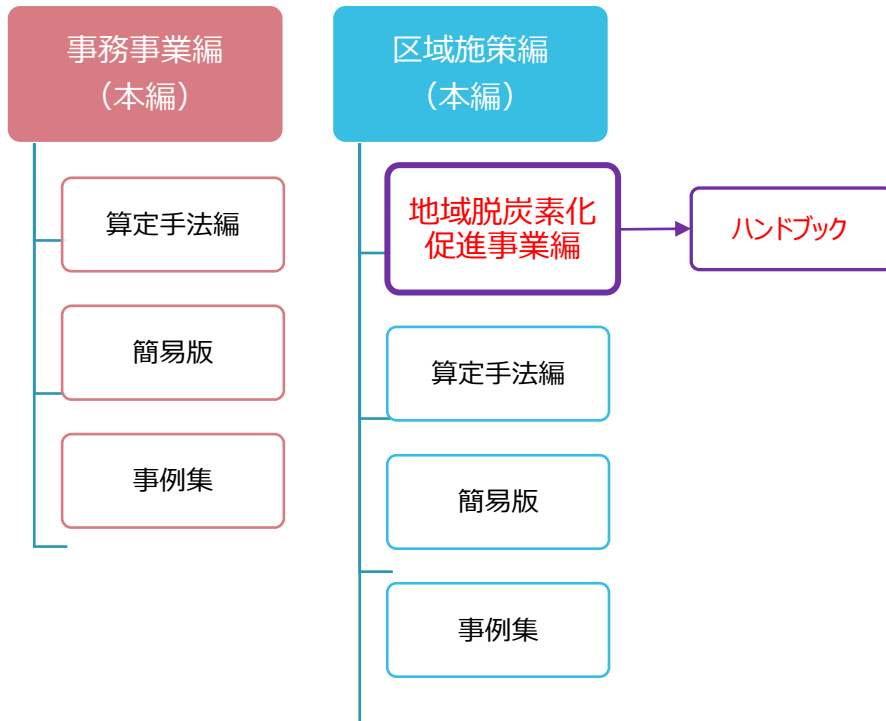
実行計画策定・実施マニュアル 促進区域設定等に向けたハンドブック

- ▶ 環境省では、技術的な助言として地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルや、促進区域等を定める際のより具体的な解説や事例をハンドブックとして公開。

地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム (LAPSS)

- ▶ 地方公共団体による地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定及び進捗管理を円滑に推進するための支援システム（LAPSS）を整備。

マニュアル



主な機能・特徴

- ▶ 情報登録フォームを活用した計画策定業務のサポート
- ▶ LAPSSを通じて施設管理部局へのデータ収集や督促ができ、個別のメール・電話によるやりとりが不要

実行計画策定/促進区域設定等に資する技術的支援制度③

自治体排出量カルテ

- 都道府県、市区町村の部門別CO₂排出量の現況推計等の時系列データをわかりやすく可視化した資料。
- 他の地方公共団体との排出量の比較や、域内におけるFIT制度による再エネ導入状況等の把握が可能。

再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS」

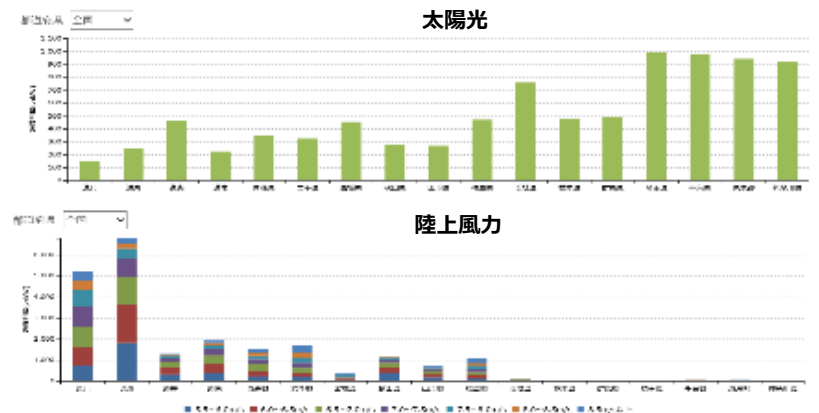
- 誰もが把握・利活用しやすい再エネポテンシャルのデジタル情報を提供するシステム。
- 任意の区域内のポテンシャル情報の表示など、促進区域や再エネ目標設定を支援するツールも整備している。

自治体排出量カルテの概要（イメージ）



出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 自治体排出量カルテから作成
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html

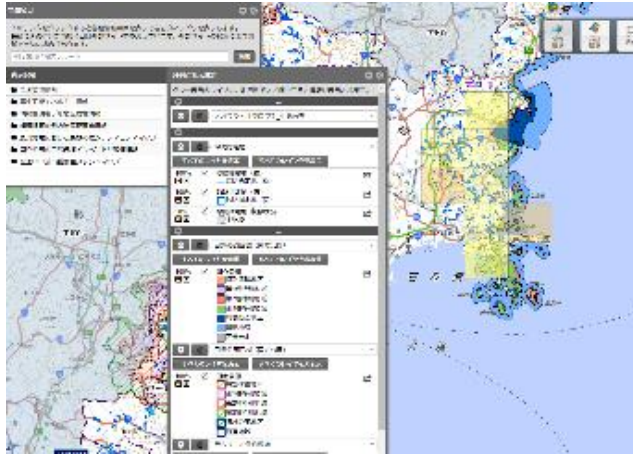
自治体別（都道府県別、市区町村別）にポテンシャル情報を表示



出典：再生可能エネルギー情報システム「REPOS」から作成
<http://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/index.html>

環境アセスメントデータベース「EADAS」

- 再生可能エネルギーに関する情報や、地域の自然環境・社会環境の情報をウェブサイト上のGISシステムで一元的に提供。



主な機能・特徴

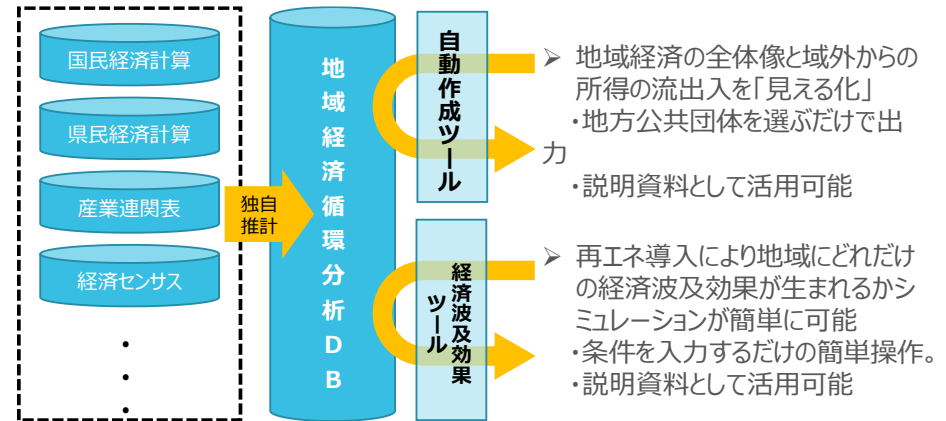
- 全国環境情報
 - 再生可能エネルギー情報
 - 風力発電の鳥類センシティブティマップ
- などの豊富な情報を一元的に管理



出典：環境アセスメントデータベース「EADAS」(<https://www2.env.go.jp/eiadb/>)

地域経済循環分析自動作成ツール

- 「産業連関表」と「地域経済計算」を中心とした複合的な分析により、市町村ごとに「生産」、「利益の分配」及び「支出」の三面から地域内の資金の流れを可視化する分析ツール。



主な機能・特徴

- 地方公共団体毎に地域経済の資金の流れ（生産・分配・支出）を「見える化」
- 再エネ導入によりどれだけの経済波及効果が生まれるのかシミュレーションが可能

出典：地域経済循環分析自動作成ツール
 (<https://www.env.go.jp/policy/circulation/>)



お問合せ先

環境省

近畿地方環境事務所

地域循環共生圏・脱炭素推進グループ

メール : CN-Kinki@env.go.jp

TEL : 06-6881-6511

最寄り駅 : JR桜ノ宮駅

お気軽にお問合せください！
テレワークなどが多いため、
できればメールが助かります。